

II 章. 計画条件

1 計画地条件

(1) 位置

計画地は、地域生活拠点と位置付けられた新川崎・鹿島田駅周辺地区内の、大規模共同住宅整備が予定されている新川崎F地区の一画に位置する。

- ・所在地：川崎市幸区新小倉 545 番 50 他
- ・経度：約 北緯 35 度 32 分
- ・緯度：約 東経 140 度 40 分
- ・標高：約 5m

(国土地理院地図閲覧サービス (ウォッチず) 調べ)

(2) 敷地面積

約 16,800 m²

(3) 敷地形状

- ・敷地東端の北側に約 2,000 m²程度 (約 56m×36m) の土地が突き出ており、北側隣地の接道のために敷地北西角が約 10m×20mほどくぼんだ形状となっている。

(4) 周辺道路状況

- ・接道は、敷地西側の地区幹線道路 3 号 (幅員 20m) からとなり、約 100m程度接している。前面道路はほとんど高低差は無いが、小倉跨線橋との接続のため、敷地北西端より北側へ向け急なスロープとなっている。
- ・また、計画地は前面道路より約 60~70cmほどレベルが高くなっている。
- ・西側以外は全て隣地 (共同住宅計画地) 等と接している。

(5) 周辺環境

①共同住宅

- ・敷地東側及び南側は共同住宅計画地に接している (北側は未定)。特に東側は高層板状型 (15階建て) の住棟が近接して建設中である。
- ・配置計画上、共同住宅が本敷地内に落とす影が、教室、屋外運動場環境や、太陽光発電パネル等の創エネ機器に与える影響に対し、十分配慮する必要がある。
- ・隣地側の敷地境界沿いには約 11.0m (歩道部 3.0m) の歩行者専用道路が整備予定である。

②西側既成市街地

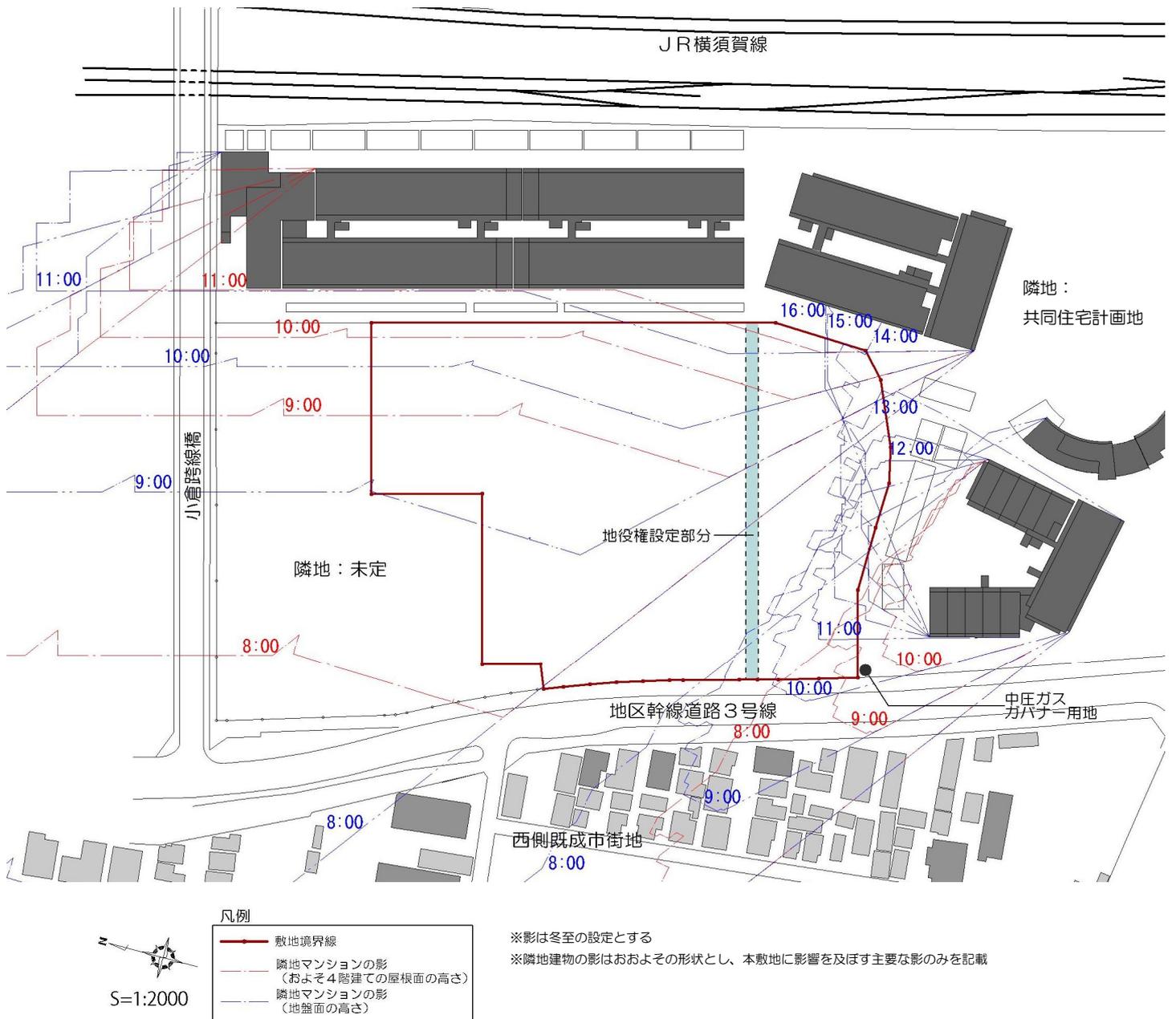
- ・地区幹線道路 3 号を挟んで西側は、小倉の既成市街地が広がっており、2~3階建てが主体の街並みとなっている。

(6) 地役権設定部分

- 敷地内に東西方向に約4mの幅でJRの地役権が設定されている。当該部分には雨水排水施設が埋設されている。

(7) その他

- 敷地前面道路における南側隣地境界付近に中圧ガスのガバナーが整備予定である。



2 法的条件

(1) 建築計画に関する条件

- ① 地域地区 市街化区域
準工業地域
第3種高度地区（最高高さ：20m、北側制限：10m + 1.25 / 1）
準防火地域
日影規制：5時間・3時間 H=4.0m
地区計画（再開発等促進区）：新川崎地区地区計画
[主要な制限] ・壁面の位置制限：道路境界線から10m、
・建築物の緑化率の最低限度：10分の2.5
都市景観形成地区：新川崎都市景観形成地区
- ② 建蔽率 50%
- ③ 容積率 300%
- ④ 関係法令 都市計画法
川崎市都市計画法施行細則
宅地造成等規制法
川崎市宅地造成等規制法施行細則
建築基準法・同施行令・同告示（以下、建法、建令、建告と記載）
川崎市建築基準法施行細則
川崎市建築基準条例
川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例
川崎市都市景観条例、施行規則
川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する
条例、施行規則
消防法・同施行令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律・同施行令
（バリアフリー法）
川崎市福祉のまちづくり条例・同施行規則
学校教育法
建築物における衛生的環境の確保に関する法律・同施行令（ビル管理法）
エネルギーの合理化に関する法律・同施行令（省エネ法）
都市の低炭素化の促進に関する法律・同施行令（エコまち法）
公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

その他留意すべき指針等
小学校施設整備指針
学校環境衛生の基準
学校給食衛生管理の基準

(2) 建築基準法上の学校に関連する主な規定

①耐火建築物等を求められる学校（建法 27・別表 1）

- ・ 3 階以上の階を学校の用途に供する場合には、耐火建築物としなければならない。
- ・ 2 階以下の階を学校の用途に供する場合で、その部分の床面積の合計が 2,000 m²以上の場合には、耐火建築物または準耐火建築物としなければならない。

②接道規定（建法 43-2）

- ・ 建築物の敷地が接しなければならない道路の幅員、接道長さ等について、地方公共団体が条例で以下の制限を付加する場合がある。

→川崎市建築基準条例 第 8 条

③準防火地域内の建築物（建法 61、62）

- ・ 耐火建築物：階数（地階を除く） ≥ 4 、または延べ面積 $> 1,500 \text{ m}^2$
- ・ 耐火建築物または準耐火建築物： $500 \text{ m}^2 < \text{延べ面積} \leq 1,500 \text{ m}^2$

④居室の採光（建法 28、建令 19-3、S 55 建告 1800）

- ・ 教室の床面積に対する採光に有効な開口部面積の割合は、1/5 以上（※）とする。

※ただし、床面上 50cm で水平面において 200lx 以上の明るさの照明設備をつけた場合は、1/7 以上とすることができる。小学校の音楽教室、視聴覚教室で有効な換気設備を有するものは 1/10 以上とすることができる。

⑤換気（建法 28、建令 20 の 2-2）

- ・ 換気のための窓または開口部は、教室の床面積の 1/20 以上が必要である。ただし、有効な換気設備がある場合は適用されない。

⑥階段（建令 23、24）

- ・ 小学校の階段は以下の基準を満たさねばならない。
踊り場の位置：高さ 3m 以内ごと
階段およびその踊り場の幅：140cm 以上
- ・ 踏み面：26cm 以上

⑦地階の教室の防湿等の措置

- ・ 教室を地階に設ける場合は、壁および床の防湿の措置等について、以下のような基準に適合させなければならない。

(i) 教室が、次の a ～ c のいずれかに該当すること。

- a から掘りその他の空地に面する開口部が設けられていること。
- b 建令 20 条の 2 に規定する技術的基準に適合する換気設備が設けられていること。
- c 居室内の湿度を調節する設備が設けられていること。

(ii)接する外壁、床および屋根またはこれらの部分の構造が、建令 22 条の 2 第 2 号に適合するものであること。

⑧防火区画

○面積区画（建令 112-1）

- ・主要構造部を耐火構造とした建築物は、延べ面積 1500 m²を超えるものは、床面積 1500 m²以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

○堅穴区画（建令 112-9）

- ・主要構造部を準耐火構造とし、かつ、地階又は 3 階以上に居室を有する建築物の階段部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分については、当該部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は遮煙性能を有する防火設備で区画しなければならない。

⑨防火上主要な間仕切壁（建令 114-2）

- ・学校の防火上主要な間仕切壁は、準耐火構造とし、小屋裏または天井裏まで達せしめなければならない。

⑩廊下幅（建令 119）

- ・小学校の廊下は以下の基準を満たさなければならない。
両側居室の場合：2.3m 以上
片側居室の場合：1.8m 以上

⑪直通階段の設置（建令 120-1, 2, 3）

- ・学校の主たる用途の居室（教室など）から避難階または地上に通ずる直通階段までの歩行距離は、以下の表の数値以下となるようにしなければならない。

構造	14階以下	15階以上
① 主要構造部が準耐火構造か不燃材料でつくられている場合	50m	40m
② ①の場合で避難経路を準不燃以上で内装した場合	60m	50m
③ 主要構造部が①以外の場合	40m	30m

⑫ 2 以上の直通階段（建令 121-1 六、121-2）

- ・5 階以下の階で、その階における居室の床面積の合計が、避難階の直上階にあつては 200 m²（主要構造部が準耐火構造であるか不燃材料でつくられている場合には 400 m²）を超えるもの、その他の階にあつては 100 m²（同 200 m²）を超えるものは、2 以上の直通階段を設けなければならない。

- ・ 2以上の直通階段を設ける場合は、直通階段までの歩行距離の適用がある。歩行経路が重複する場合は、歩行距離の数値の1/2を超えてはならない。ただし、居室の各部分から当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路等に避難することができる場合はこの限りではない。

⑬排煙設備の設置（建令126の2-1二）

- ・ 学校の用途に供する建築物は、排煙設備設置規定は適用除外となる。

⑭非常用の照明装置の設置（建令126の4三）

- ・ 学校の用途に供する建築物は、非常用の照明装置設置規定は適用除外となる。

⑮非常用の進入口の設置（建令126の6～7、H12 建告1438）

- ・ 対象建築物の階

建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の階（※）

（※）以下のa）またはb）の階を除く。

a) 不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する階

b) 国土交通大臣が定める特別の理由により屋外からの進入を防止する必要がある階で、その直上階または直下階から進入することができるもの

- ・ 適用除外規定

道、または道に通ずる幅員4m以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に窓その他の開口部（直径1m以上の円が内接することができるものまたはその幅および高さが、それぞれ、75cm以上および1.2m以上のもので、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものに限る。）を当該壁面の長さ10m以内ごとに設けている場合。

- ・ 非常用進入口の構造

建築基準法施行令第127条の7参照

⑯内装制限（建令128の4）

- ・ 学校の用途に供する建築物は、内装制限規定に関しては適用除外となる（特殊建築物規定）。

※ただし、調理室などの火気使用室、地階や無窓居室およびその避難経路は内装制限を受ける。

(3) 川崎市建築基準条例上の学校に関連する主な規定

第4章 特殊建築物

第1節 通則

(建築物の敷地と道路との関係)

第8条 学校、体育館、病院、診療所（漢書の入院施設があるものに限る。以下この節、次節及び第5節において同じ。）、物品販売業を営む店舗、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、簡易宿所、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋又は児童福祉施設等（令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。）が200平方メートルを超えるものの敷地は、道路に次の表に掲げる数値以上接しなければならない。ただし、建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、市長が安全上支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。

その用途に供する部分の床面積の合計	敷地が道路に接する長さ
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	3メートル
300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	4メートル
600平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	5メートル

(敷地内の道路)

第9条 避難階以外の階を学校、体育館、病院、診療所、公衆浴場、ホテル、旅館、簡易宿所又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の敷地内には、その用途に供する部分より地上に通ずる屋外階段から、道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員1.5メートル以上の通路を設けなければならない。

第3節 学校

(教室等の設置の禁止)

第18条 小学校の用途に供する建築物にあつてはその5階以上の階に、特別支援学校の用途に供する建築物にあつてはその4階以上の階に教室その他児童又は生徒が使用する居室を設けてはならない。ただし、小学校にあつては市長がその規模、構造若しくは配置又は周囲の状況により安全上及び防火上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りではない。

(教室等の出口)

第19条 前条に規定する学校、中学校、中学教育学校（前期課程に限る。以下同じ。）又は幼稚園の用途に供する木造建築物等（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が30平方メートルを超えるものにあつては、廊下、階段、広間の類、屋外等に直接通ずる2以上の出口を設けなければならない。

(校舎と隣地境界線との距離)

第20条 第18条に規定する学校、中学校、中学教育学校、幼稚園又はその他の学校（教室の床面積の合計が300平方メートルを超えるものに限る。）の用途に供する木造建築物等（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）にあつては、その主要な建築物の外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、市長がその規模、構造若しくは配置又は周囲の状況により安全上及び防火上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りではない。

3 計画規模

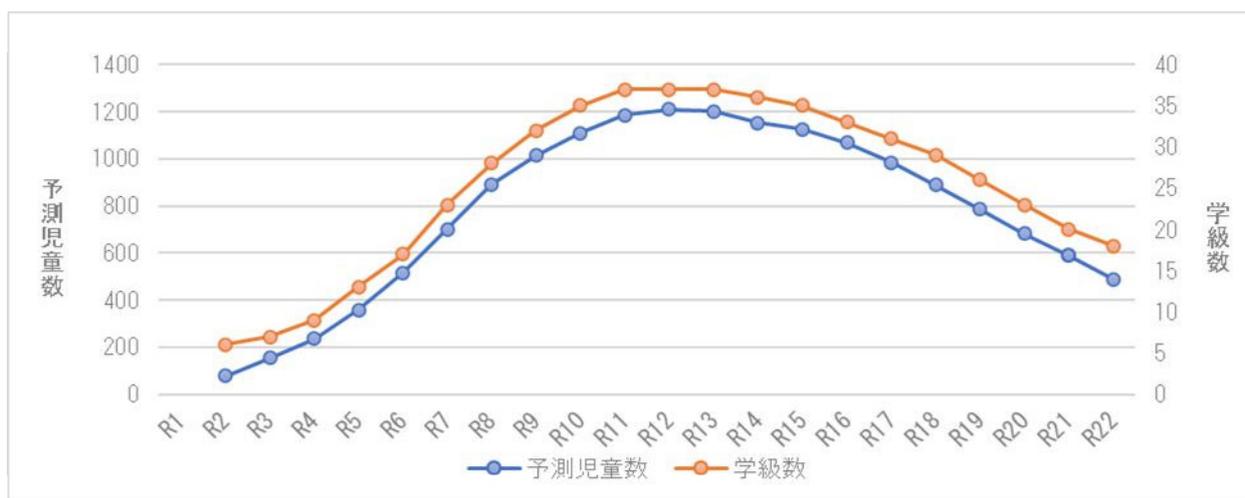
児童数・学級数の将来予測

本新設小学校の児童数・学級数の将来予測は、新川崎F地区に建設又は建設予定の共同住宅のみを対象として予測した。

なお、当該共同住宅の開発計画は、これまでの開発動向や事業者へのヒアリング等を勘案し、次のとおり想定した。

第1期 (417戸)・・・平成27年度	供用開始
第2期 (306戸)・・・令和元年度	供用開始
第3期 (259戸)・・・令和元年度	供用開始
第4期 (678戸)・・・令和3年度	供用開始
第5期 (323戸)・・・令和5年度	供用開始
第6期 (362戸)・・・令和7年度	供用開始
第7期 (169戸)・・・令和7年度	供用開始

- *算出過程において、年度中の供用開始も想定しているため、数値は年度当初とは限らない。
- *令和3年度までは1学年及び2学年は35人、その他の学年は40人の学級編制基準により算出した。なお、令和4年度以降については、少人数学級（35人学級）へ対応するため、学級編制基準を見直して算出している。
- *学級数は、1学年及び2学年は35人、その他の学年は40人の学級編成基準により算出した。
- *特別支援学級の児童数、学級数は含まない。
- *児童の発生率については、これまでの市内共同住宅における実績を加味し、算出した。



本将来予測の通りに学級数が増加した場合、最大で36程度まで学級数が増加する可能性がある。今後の共同住宅の計画の動向及び学級数の適正規模を勘案して、本基本構想の具体的な規模に係る検討等においては整備規模を36学級と想定する。

Ⅲ章. 基本構想の組み立て

1 運用条件及び検討課題等の整理

新川崎地区の新設小学校づくりを始めるに際し、第Ⅰ章の内容等を元に、検討すべき課題を抽出・整理した。

(1) 学校の運用条件

①学校運営体制

- ・学校経営方針・教育目標
- ・教職員体制

②教育課程・カリキュラム編成

- ・校時設定
- ・学級担任制

③運営上の留意点

- i) 周辺共同住宅の段階整備に対する運営側の課題
 - ・児童数の変化への対応
- ii) 児童活動
 - ・児童会活動、クラブ活動
- iii) 学校行事
 - ・運動会、入学式、卒業式、始業式、終業式
- iv) 施設開放
 - ・体育館、屋外運動場、多目的スペース、特別教室
 - ・特別活動室
 - ・運営組織

(2) 新設小学校計画策定に向けての課題

①学習空間における課題

- ・多様な学習形態や内容に対応できる充実した教室周り
- ・学校全体が学習空間となる多様な環境の創出
- ・複合利用等の多機能な特別教室の検討
- ・子どもたちの発達段階に応じた計画

②生活空間における課題

- ・子どもたちの目線からの生活空間（憩い場所、遊び場所等）の品質向上
- ・生活と潤いの空間としてのトイレの品質向上
- ・子どもの発達段階に応じた身体寸法に配慮した計画

③教職員執務空間における課題

- ・教職員の執務空間やコミュニケーションの充実による教育活動の向上
- ・教職員がリフレッシュできる計画

④学校の安全・セキュリティにおける課題

- ・活動に即した安全管理設備の検討
- ・危機管理マニュアルの整備

⑤新設小学校としての課題

i) 環境配慮に対する考え方

ア. 省エネルギー化に配慮した計画

イ. エコマテリアルの積極採用

- ・リサイクル率を高める建材の採用
- ・シックスクール（化学汚染物質への対応）に配慮した計画

ウ. 総合的環境性能の確保、ライフサイクルの視点

- ・ライフサイクルにおける維持管理、施設保全計画に配慮した計画
- ・建物の環境性能の向上をバランスよく実現（CASBEE 川崎、CASBEE 学校）

ii) 東日本大震災後の新設小学校としての考え方

- ・東日本大震災後の川崎市地震防災戦略・備蓄計画を踏まえた計画
- ・避難所機能の強化
- ・周辺共同住宅との連携

iii) 共同住宅整備により人口が増加する地域における整備に対する考え方

ア. コミュニティ活性化の仕掛け

- ・集会の場、活動の場、憩いの場の創出
- ・放課後・休日の子ども達の居場所の創出

イ. 周辺住民との連携の考え方

- ・市の考え方、住民の要望の聴取
- ・施設開放の種類、運営方針の考え方
- ・広く地域に開放しやすい平面計画
- ・地域の生涯学習、スポーツ、市民活動や市主催事業等の場としての活用

iv) 地域資源との連携のあり方

- ・新川崎創造のもり事業や企業等との連携
- ・本市の理科教育の一拠点としての活用策

v) 将来増減予測への考え方

- ・立ち上げ当初の段階整備計画
- ・将来余裕教室の有効利用計画
- ・学区設定